

令和6年度弘前市トラック等運送業事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、エネルギー価格の高止まりや物価高騰の影響を受けているトラック等運送業者の事業の継続を支援し、地域の安定した貨物輸送力を確保するため、令和6年度予算の範囲内において弘前市トラック等運送業事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める中小企業者をいう。
- (2) トラック等運送業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第2条の貨物自動車運送事業をいう。
- (3) 市税等 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものをいう。
 - ア 申請者（補助金の交付を申請する者をいう。以下同じ。）が法人である場合申請者に課税されている法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）
 - イ 申請者が個人である場合申請者に課税されている市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、法第3条、第35条及び第36条の許可を受けた者であって次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に本社、事業所等を有し、主な事業として、トラック等運送業を現に営んでいる中小企業者である法人又は個人であること。
- (2) 申請日時点においてトラック等運送業を継続し、かつ、支援金の受領後もトラック等運送業を継続する意思があること。
- (3) 令和5年度及び令和6年度（補助金の交付の申請時まで）に課税されているものに限る。）において納付すべき市税等を滞納がないこと。
- (4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（弘前市暴力団排除条例（平成24年弘前市条例第4号。以下「条例」という。）第2条に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員（条例第5条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員と密接な関係を有するもの
 - エ アからウまでに掲げるもののいずれかが役員等（無限責任役員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(交付対象車両)

第4条 支援金の交付の対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、交付

対象者が営むトラック等運送業の用に供する車両のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たすもの（被牽引車及び霊柩車を除く。）とする。

- (1) 主として貨物の運搬に用いる車両であること。
- (2) 令和6年4月1日時点で登録されている車両であること。
- (3) 自ら使用権原を有する車両であること。
- (4) 自動車検査証の使用の本拠の位置の欄に市内の住所が記載されている等、市内を拠点として使用されていると認められる車両であること。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、別表に定めた車両クラス毎の支援単価に交付対象車両台数を乗じて得た額の合計額以内の額とする。

(交付申請及び請求)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度弘前市トラック等運送業事業継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書兼請求書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請車両一覧表（様式第2号）
- (2) 交付対象車両の自動車検査証の写し
- (3) 営業の実態を確認できる書類（直近の確定申告書、貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）第2条第1項に定める事業実績報告書等の写し、過去1年間の中から取引がわかる書類の写し等）
- (4) 同意書兼誓約書（様式第3号）
- (5) 申請者本人名義の振込先口座の通帳等の写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(申請期限)

第7条 支援金の交付申請期限は、令和6年6月30日（当日消印有効）とする。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条第1項に規定する申請書兼請求書の提出を受けたときは、その内容及び額について精査し、支援金を交付することが適当であると認める場合には、交付すべき支援金の交付決定を行い、令和6年度弘前市トラック等運送業事業継続支援金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 第6条第1項に規定する申請書兼請求書による請求は、前項の規定による通知があった場合になされたものとみなす。

(支援金の交付)

第9条 市長は、前条第1項に規定する通知をしたときは、第6条第1項の申請書兼請求書により、当該通知をした日から起算して30日以内に口座振替により支援金を交付する。

2 支援金の交付は、一の交付対象者につき、1回とする。

(決定の取消し及び支援金の返還)

第10条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る支援金を既に交付しているときは、当該支援金の返還を命じるものとする。

(遅延損害金)

第11条 交付対象者は、支援金の返還を命じられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、その納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき民法（明治29年法律第89号）第419条第1項本文に規定する率の割合で計算した遅延損害金を市に納付しなければならない。

(遅延損害金の免除)

第12条 市長は、前条の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、遅延損害金の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第5条関係）

車両クラス	支援単価
大型車（最大積載量10t以上）	30,000円/台
中型車（最大積載量2t以上～10t未満）	20,000円/台
小型車（最大積載量2t未満）	15,000円/台